

平成 20 年 6 月 11 日

各 位

株 式 会 社 ジ ャ ル コ
 (J A S D A Q ・ コード番号: 6 8 1 2)
 代表取締役社長 片 桐 陽
 問 合 せ 先 管理本部執行役員
 宝 谷 博 光
 TEL (050)5536-9825

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成20年6月11日開催の当社臨時取締役会において、「定款一部変更の件」に関し、平成20年6月27日開催予定の第52回定時株主総会において、下記のとおり付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 定時株主総会開催予定日 平成 20 年 6 月 27 日
2. 効力発生予定日 平成 20 年 6 月 27 日
3. 定款の一部変更の趣旨及び目的
 - ①社外取締役、社外監査役及び会計監査人が期待された役割を十分に発揮できるように、現行定款第 30 条に社外取締役、社外監査役、会計監査人に対する責任限定契約を締結することを可能とするための規定を追加するものであります。
 なお、第 30 条の規定の追加（社外取締役と契約を締結することができる旨の定め）に関しましては、各監査役の同意を得ております。
 - ②会社法第 165 条 2 項の規定により、定款の定めに基づいて取締役会決議による自己株式の取得が認められておりますので、機動的な資本政策を遂行できるように、定款第 33 条に自己の株式の取得の規定を新設するものであります。
 - ③第 33 条の新設により現行定款第 33 条を 1 条繰り下げるものであります。
4. 変更の内容
 変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分に変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
第30条（損害賠償責任の一部免除） 当社は取締役会の決議をもって、取締役（取締役であった者を含む。）および監査役（監査役であった者を含む。）および会計監査人（会計監査人であった者を含む。）の当会社に対する損害賠償責任を、法令が定める範囲で免除することができる。 （新 設） 第31条～第32条（条文省略） （新 設） 第33条 （条文省略）	第30条（損害賠償責任の一部免除） 1. 当社は取締役会の決議をもって、取締役（取締役であった者を含む。）および監査役（監査役であった者を含む。）および会計監査人（会計監査人であった者を含む。）の当会社に対する損害賠償責任を、法令が定める範囲で免除することができる。 2. 当社は社外取締役および社外監査役および会計監査人との間に、当会社に対する損害賠償責任を限定する旨の契約を締結することができる。ただし、その賠償責任の限度額は、法令が定める金額とする。 第31条～第32条（現行どおり） 第33条（自己の株式の取得） 当社は会社法第165条2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。 第34条 （現行どおり）

以 上